

平成 18 年度 第 2 回 規制改革・民間開放推進会議  
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 5 月 30 日（火）11:35～11:53

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、「第 2 回規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。初めに、宮内議長お願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。ただいま、第 2 回の会議が終了いたしました。その模様につきまして御報告申し上げます。

本日は、いわゆる夏までに提出しようと考えております中間答申の各課題の論点整理ということで、重点分野につきまして我々の考え方がどういうものであるか。そして、問題の争点と申しますか、意見が違っている部分はどこであるかということにつきまして、各分野の担当委員の皆様方から現状についてのプレゼンテーションなどがございまして、それに基づきまして委員全員で意見交換をしたということでございます。それと、報告といたしまして、「市場化テスト」の法案が成立したこと、その法案成立に至る審議の概略及び今後の予定のご説明があったということでございます。

まず、最初の議題の「各課題の論点整理」ということで、お手元に全 22 ページの資料がございます。これが本日現在、重点事項の現状ということございまして、中身をごらんいただきましたら私どもがどういうことを考えているか、どういう方向性に持っていきたいと思っているかということについておわかりいただけるのではないかと思います。

なお、後の議論で、重点事項以外の件につきましても 2～3 議論が出ました。我々は重点事項だけでなく、その他の分野についても内部で意見交換をしながらやっていこうということで、幾つかの議論が出たということをお報告申し上げさせていただきたいと思っております。

後は、議長代理、総括主査の皆様においでいただいておりますので、御質問にお答えする形とさせていただきます。私からは以上でございます。

司会 それでは、御質問ございませんでしょうか。

記者 まず最初に、当会議の見解なんですけれども、3 年計画の再改定以降に何か加わっているものというのはあるんでしょうか。外国人のところとか、これは再改定のところには入っていなかったような項目も入っているんですか。

宮内議長 どこでしょうか。

記者 ページ数が書いていないのでわかりません。

宮内議長 在留外国人のチェック体制のところですね。

記者 在留外国人のは、再改定の事項と併せて以下の事項についてもというのは、再改定に載っていないくて、今回、新たにここに入ってきたということですか。

宮内議長 当然、毎年新たな問題を取り上げます。

それで、これは前にも申し上げたと思いますが、重点事項というものを夏までにやろうということで、この6つの分野を取り上げたわけですから、少しずつ前へ進むということで、新しいものは当然に入ってくるとお考えいただければと思います。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 特に、重点を置いたポイントというところを御説明いただきたいんですが、3月、4月にも重点項目についてのポイントの要点だけは提示いただいていたけれども、それから更に具体化した部分はこういったものなののでしょうか。

宮内議長 これは他の皆様に後で補足いただきたいと思いますが、私からざっと申しますと、例えば放送・通信におきましてはNHKの問題、それからNTTの在り方ということでございます。

教育分野におきましては、学校選択、パウチャーというものもございませけれども、特におっしゃれば、やはり教育委員会の在り方ということかと思えます。

保育については、八代総括主査、いかがですか。

八代総括主査 保育については、従来どおりの主張とそんなに変わっておりませけれども、認可保育所の基準の見直しや、さまざまな会計基準とか運営費とかの基準の弾力化が中心です、つまり、今、企業が認可保育所に参入することは認められているんですが、それ以外の点がすべて社会福祉法人と同じような基準でやられているために、實際上、困難が伴っているわけで、企業を認めるのであれば企業会計というようなものも容認していただきたいとか、そういうかなり細かい点がございませ。

あと、直接契約の問題、直接補助の問題、それに関連して、当会議が前から言っております育児保険の問題についても併せて検討すべきであるという点は、従来の主張と基本的には変わっておりませ。

宮内議長 それから、外国人の問題につきましては、入国後のチェック体制というようなことが書いてございませけれども、この夏までに、どうしても進めたいという意味合いでは、例えば外国人の介護福祉士は、日本の資格を持っていても在留許可が出ないというような問題点があり、そういう点は解決したいというような点です。

金融につきましては、例えば資本市場のルール of 明確化、それからエンフォースメントといひませか、そのルールが現実 to きちん to 適用されるかどうか。あるいはそれ to 対になる、ノーアクションレターという制度があまり活用されていないというような問題。これはかなり幅広い問題です。それに監視機能の強化と、そんなところかと思ひませ。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 済みませ、後から入ったので、繰り返しになったら申し訳ないんですが、NTTについて、持ち株の廃止というのを出しているのでしょうか。その理由について、繰り返しかもしれませけれども教えてください。

宮内議長 NTTについては、4枚目のところに書かれております。

鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 これはおっしゃるとおりです。持株会社を廃止すべきであると。そして東西に対してかけられておる業務規制を廃止すべきであるということ、我々の現在の論点として整理させていただいております。

記者 済みません、いつごろまでにというのはございますか。

鈴木議長代理 時期ですか。

記者 はい。

鈴木議長代理 アズ・スーン・アズ・ポッシブルということです。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

宮内議長 今回のページをごらんいただきましたら、2段階に書かれております。まず、今のようなNTTの独占状態の下では規制をがっちりとはめるべきだと。しかし、競争環境が整備されたその次の段階では、持株会社の廃止等、もっと経営の自由度を与えるという2段階の書き方です。ごらんいただければおわかりになると思います。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 今の、夏までにと何度かおっしゃっていただきましたけれども、これは基本的に骨太に入れるということやっていらっしゃるんだと思うんですが、骨太に反映された後にもう一度何らかのことをやるという理解でいいんですか。それとも、骨太のことを夏までにというふうにおっしゃっているんですか。

宮内議長 まず、今は各省庁との折衝をできるだけやって、そこで合意されたものは骨太に反映してもらいたい。しかし骨太が出たら、それで中間答申の作業は終わりということでは全然なく、更に我々の中間答申として、まとめる段階までの間に1歩でも2歩でも進めていきたい。少しオーバーかもしれませんが、そういう2段階構えのような体制で考えております。

今、委員の皆様方に申し上げておりますのは、できるだけ骨太に反映できるような形で各省庁との合意形成をまず進めてほしいと考えておりますが、それが最終の着地点とは思っておりません、独自の答申を夏に出そうと考えておりますということです。

記者 そうすると、手続としては骨太がまとまるまでに、もう一度推進会議を開くことになるのか。それとも、それまではワーキンググループなどでやっていって、直接、そこで折衝して骨太に入れるのか。どういう形をお考えでしょうか。

宮内議長 これは、これからの作業の進捗によると思います。各省庁と静かに議論をする部分、あるいは公開討論をさせていただく部分、中には大臣折衝というようなこともあるかと思えます。そういう作業の進捗状況を見ながら、全体をもう一度まとめる必要があれば会議を開くということも考えられるということです。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 基本的なことなんですけれども「当会議の見解」という部分と「論点」というふうに分かれていますね。これをもう一回説明してもらえますか。

例えば、NHKの現行8波のところなんですけれども、1枚目で言いますと「当会議の

見解」のところに「現行8波というNHKの保有チャンネル数については、これを大幅に削減すべきである」と書いておきながら、論点の方では、の方で「現行8波という公共放送の数は、見直すべきではないか」ということになっているんです。だから、見解と論点というのはどういう整合性があるのかということと、両方載っていることの意味です。

鈴木議長代理 わかりました。

この放送と通信問題については、たしか8つか9つぐらいの機関があって議論をしています。この「論点」の方に書いてありますのは、他の機関においてどのような議論が進められているかというのを参考のためにここに付したと御理解ください。

こちら側の「当会議の見解」というのは、それらを含み、全部についてはカバーをしておりませんが、当会議が昨年以來言ってきた見解・提言。その中には、去年は抽象的に言っていたにすぎないものを更に具体性を付けてははっきりと現在の当会議の見解を書いたということです。こちら側は参考で、ほかでは何を言っておるかというふうに御理解ください。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 それと、その8波の大幅減というのは、竹中さんの懇談会ではラジオだとかBSの話をしているわけですが、規制改革会議の方としては更にどういった分野まで切り込むべきだと考えていらっしゃいますか。

鈴木議長代理 私どもの立場としては、実行部隊というのは、いわゆる「大幅」の趣旨を理解して、「大幅」にやってくれれば、これは我々の意見に対して満足できる回答となるわけです。だから、それに対して幾つにしるということまで我々が常に立ち入るべきかということ、このところは常に付きまとう問題です。

記者 認識としては、2波では足りないという認識でよろしいんですか。

鈴木議長代理 個人的な見解を聞かれるのなら、到底足りないと申し上げておきます。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 今回、地上放送2波を分けて、1つを基幹サービスとして、1つを娯楽サービスとするというふうに書かれているんですけども、この有料スクランブル化というのは去年とかはBS放送の方でおっしゃっていたんですけども、これを地上波まで含めている理由と、BSについてはどういうお考えなのかもお聞かせいただきたいと思います。

鈴木議長代理 BSについては、この中に包摂されます。ですから、この考え方というのは娯楽・映画部門というもの、あるいはアーカイブ部門というもの、国際放送というようなものに仕分けして、それを別組織にきなさいということを行っているわけです。これは地上波も衛星も含めての問題です。

そして、そういうふうに分けたら、NHK本体に残るのはいわゆる公共放送的なものとなるでしょう。それに対しては受信料制度を維持するのはよいが、別会社化させられたものに対してはスクランブルをかけて有料化してくださいというふうに、手法を言っているわけです。ですから、衛星の問題はこの中に入り込んでしまっ、フュージョンしてしま

っているわけです。

記者 そうすると、端的に言いますと、受信料で賄われるのは地上波の報道等の基幹的サービスのみということですか。

鈴木議長代理 要するに、現在のNHKのものから娯楽・映画というもの、アーカイブ、それから国際放送というもの、国際放送はどういうふうに扱うのかというのは別の問題があるかと思えます。それを除いたもので、真に公共性の高いものということです。

ですから、除いたもの以外は何でもすべて公共放送というわけにはいかない。それは前段でも断っておりますけれども、つまり真に公共的なものに限って、不必要なものはやめてくださいということを書いておりますから、それはやめるという前提で、受信料制度の下で維持するのはそれだけに限定するということです。あとはスクランブルをかけるということです。それをはっきりするために別会社化をするという具体提案にしているわけです。

記者 その別会社のところで「スクランブル化など」と書いてありますけれども、これは広告という方式もあり得るわけですか。

鈴木議長代理 どこですか。

記者 別会社になった場合の娯楽の部分です。

鈴木議長代理 これは部門を書いておりますから、そのほかの部門もあり得るかもしれないという意味で「など」と入れたのです。

記者 例えば、通常の民放のような広告収入による経営というのはあり得るのでしょうか。

鈴木議長代理 別組織にするということを書いておる文脈の中ですから、その「など」の中に費用を広告でやるかどうかということを含めるのだったら、もっと正々堂々と表から書きますから、これは部門がこれに限られるのか。更に精査すると、もう少し違う部門が出てくるのかもしれない。そうだったら、その部門も分離・独立させ、できるだけNHKをスリムにするというのが基本という考え方です。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 おっしゃっているところで「別組織」という文字が入っているんですけれども、別会社と読んでよろしいんですか。

鈴木議長代理 別組織ですから、当面、NHKとの関連の中には入るけれども、しかし、機能分離というのか、組織分離はしてくださいということです。つまり今のNHKの中で渾然一体とはならないでください、別の組織にしてくださいということを言っているわけです。

それを、資本関係をどうするかというところについての議論まではしておりません。要するに、少なくともNHKそのものからは別な組織になってくださいということを言っているわけです。

司会 ほかにはございませんでしょうか。御質問はよろしいですか。

記者 済みません、教育のところの教育委員会ですけれども、それは地方自治体がそれぞれ自由に考えるという話なんでしょうか。

草刈総括主査 自由といえば自由なんですけれども、要するに教育委員会制度が必置になっていると。それを選択制にして、首長が基本的に責任を持つ体制にすると。

ただ、やはりいろんな変なことが起こると。例えば教育について、首長に非常におかしな方になってしまったと。それを一般的に、変なことにならないように担保するということを行為規範できちんと法制化するとか、そういうことは必要だけれども、基本的にはおっしゃるとおりです。

司会 ほかはどうですか。御質問はよろしいでしょうか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。